平成２８年（フ）第９９号
滋賀県草津市野路２丁目６番２号
債務者　梶田まり子こと　ＫＡＪＩＴＡ　ＭＡＲＩＡ　ＣＯＲＡＺＯＮ　ＰＡＮＧＡＮＩＢＡＮ
１　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０６号
大津市青山７丁目12番15号
債務者　斉藤ゆかり
１　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０９号
大津市北大路３丁目25番32―519号ヴィオス北大路、前住所大津市玉野浦６番21―802号
債務者　直一　祐紀
１　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２２号
大津市錦織３丁目２番16号エクシード西大津201号
債務者　素人料理のぶこと　髙田　信江
１　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９号
滋賀県長浜市神前町11番29号
債務者　宮川　正廣
１　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
滋賀県長浜市田川町155番地
債務者　河崎　良昇
１　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第４１９号
京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町307番地２　メゾン・ド・リュート406号、前住所滋賀県草津市野村１丁目23番８号　メゾン・高田105号
債務者　四谷　覚史
１　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４２７号
京都府宇治市菟道岡谷16番地の３　宇治明星園、前住所京都府宇治市五ケ庄福角27番地
債務者　黒谷　　命
１　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４３７号
京都府長岡京市泉が丘５番地16
債務者　鎌田　芳喜
１　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１３２号
広島市西区竜王町７番32号
債務者　門本　繁子
１　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２７号
広島市佐伯区杉並台56番地２
債務者　深水　美和
１　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６１号
山口県下関市豊浦町豊洋台２丁目583番地12
債務者　飛瀬　修司
１　決定年月日時　平成28年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第１２３号
愛媛県松山市道後喜多町５番24号　広藤マンション205号
債務者　髙橋　敏子
１　決定年月日時　平成28年５月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３号
福岡県嘉麻市上山田1065番地７　山田さくらが丘団地754号
債務者　田中千賀子
１　決定年月日時　平成28年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第３４号
福岡県飯塚市横田18番地２（前住所福岡県直方市大字上境2116番地５）
債務者　下河　好博
１　決定年月日時　平成28年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第７３号
福岡県久留米市善導寺町飯田503番地３　ケアホーム寿寿苑306号
債務者　室田　正子
１　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部